

○財務省告示第四号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年十二月十一日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年一月十日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第七百二十六回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

八		七		六		五	
額最		イ 払 込 金 額		イ 発 行 額		イ 募 入 決 定 の	
低	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 価	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額	行 争 非 者 特 国 入 札 格 競 争 額
額	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争	札 格 第 I 加 場 行 争
面	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争
金	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争	発 競 I 加 場 行 争
五		百	八	三	三		
万		円	千	万	兆	額	億
円		四	六	五	千	面	五
		百	千	千	額	金	千
		四	円	八	で	万	額
		億		百	三	円	で
		四		十	兆		三
		千		三	五		兆
		百		億	千		五
		六		千	七		千
		十		五	百		七
		万		百	九		百
		九		七	十		九
				十			十

各の申込みの範囲内において各申
 当てる。その応募額を順位割
 各国債市場特別参加者ごとの
 募集限度額の範囲内において各
 申込みの応募額を割り当てる。

額五千万円
 額三兆五千七百九十八
 億五千万円
 八千四百一億円

三兆五千八百十三億五千七百七十
 三兆五千八百十三億五千七百七十
 八千四百一億円

五万
 円

一「国債市場特別参加者・第I非

九 振替単位

十 一 発行価格

十 二 発行価格

十 三 発行価格

十 四 発行価格

十 五 発行価格

十 六 発行価格

振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額

の整数倍の金額によるものと

する。平成二十九年十二月十一日

発行価格

額面金額につき百円三銭八

厘以上のもので、応募価格

額面金額につき百円四銭九

毛額

特別参加

者第 I

非価格競

争札競

行入札競

償還期限

平成三十年三月十九日

ただし、償還期が銀行休業日に

当たるときは、その翌営業日に

償還金を支払う。

額面金額につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年十二月十一日

発行価格

額面金額につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年十二月十一日

発行価格

額面金額につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年十二月十一日

発行価格

額面金額につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年十二月十一日

発行価格

額面金額につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十九年十二月十一日